

松財市第192号
令和元年10月1日

各位

松戸市長 本郷谷 健次
(公印省略)

平成31年度市民税・県民税の納期限の延長について

平素は、税務行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和元年台風15号により、甚大な被害を受けている地域の皆様におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

さて、本市では、被災地域の納税者様を対象に、「令和元年台風15号における市税に関する申告期限の延長等について」（令和元年10月1日付け松戸市告示第156号）の措置を講じ、納期限を延長することとしました。

記

1 対象となる方

令和元年9月9日において、別紙記載の指定地域の市区町村に主たる事務所等を有する特別徴収義務者

2 納期限の延長について

延長後の納期限は、決定次第、改めてご案内いたします。

3 従来どおり納付をすることも可能です。

一刻も早い復旧、復興を心からお祈り申し上げます。

問合せ先
松戸市 財務部 市民税課
電話 047 - 366 - 7322 (直通)

【別紙】

指定地域

千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、千葉市若葉区、千葉市緑区、
銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、
佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、
富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、
南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、
印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町
香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、
山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、
長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、
安房郡鋸南町